

令和4年度 弥永西小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

定期的な校内研修として、4月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月に学校いじめ防止対策委員会の取組内容改善、1月に次年度いじめ防止基本方針提案を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の2つのポイントをあげる。

(1) 学校としてなすべきこと

- ・いじめは、いじめる側の問題であるという共通理解を図る。
- ・教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的生徒指導の展開を図る。
- ・家庭、地域、関係諸機関との連携を深める。

(2) 教師としてなすべきこと

- ・いじめを見抜く感性を磨く。
- ・不安や悩みを受容する姿勢をもつ。
- ・「自身」と「やる気」を引き出す授業に努める。
- ・心の居場所づくりに努める。
- ・一人ひとりの心の理解に努める。
- ・「いじめは許さない」という学級風土づくりに努める。
- ・互いに個性を認め合う学級経営に努める。
- ・いじめを受けた児童を最後まで守る。
- ・教師間で連携、協力して問題の解決にあたる。
- ・児童や保護者からの声に誠実に応える。

<弥永西小いじめゼロ宣言>

- ・一人ひとりのちがいを認め、お互いに大切にすること
- ・いじめにつながることはしない、させない、ゆるさないこと
- ・一人ひとりのSOSに気づいて、みんなで助け合うこと
- ・メールなどでは、自分の言葉に責任をもつこと

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 道徳教育を通して豊かな心を育てる指導を行う。
- 学年での栽培活動や除草作業、学級での当番活動などの勤労を通して「心の教育」を行う。
- 児童が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- いじめられている児童を最後まで守り抜くには、学校だけでなく、家庭・地域、関係諸機関との連携が大切になる。特に保護者との信頼関係の構築を積極的に行う。
- 必要に応じて児童相談所、警察等の関係機関、相談機関との連携・協力を図る。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) ともだちアンケートの実施と実施後2日以内の聞き取り
- (2) Q-Uアンケートの実施
- (3) Q-Uアンケート実施後の分析と今後の指導内容の検討

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ，加害児童への対応も含む）

- (1) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を速やかに確保し，組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について，客観的な事実確認を行い，その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し，被害児童をはじめ，被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 学校だけでは対応が困難な事案に対して，教育委員会の支援チームの活用を行い，いじめの問題の早期解決に努める。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い，児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- (6) 加害児童に対しては，人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導するとともに，加害児童が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

- 児童の生命，身体または財産に重大な被害が生じるような事態については，教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上，早期に警察に通報・相談し，警察と連携した対応をとる。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため，教育委員会と連携し，学校基本方針の共通理解，いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」，教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し，自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために，Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を行う。
- (4) Q-Uアンケート実施後，事例検討会において，情報を組織的に共有し，支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修をする。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては，方針を検討する段階から保護者，地域住民，関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし，また，児童の意見を取り入れるなど，いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については，学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに，その内容を，必ず入学時・各年度の開始時に児童保護者，関係機関等に説明する。
- (3) 学年はじめの取り組みの確認をする。
- (4) 学期末での取り組みの振り返りをする。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

【組織の名称・役割】

○名称 弥永西小学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割。
- ・基本方針に基づく取り組みの推進や年間計画の作成・実行・修正。
- ・いじめの相談，通報の窓口。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などによる情報の収集と記録・共有。
- ・学校におけるいじめであるかどうかの判断。
- ・関係のある児童への事実関係の聴取，組織的な指導や支援体制，対応方針の決定と保護者との連絡等。

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

【組織の名称と役割】

○名称 弥永西小学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・事態に関する情報の収集と記録，共有。
- ・警察への相談，通報，連携。

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動	職員研修等	チェ ック
4	学校いじめ防止基本方針作成	校内いじめ防止対策委員会 学校いじめ防止基本方針作成	
5	ともだちアンケートの実施	校内いじめ防止対策委員会	
6	無記名アンケートの実施 Q-Uアンケートの実施	校内いじめ防止対策委員会	
7	ともだちアンケートの実施 いじめゼロ取組月間	校内いじめ防止対策委員会 弥永西小いじめ防止対策委員会	
8	いじめゼロサミット参加	校内いじめ防止対策委員会	
9	ともだちアンケートの実施 いじめゼロ実現プロジェクト	校内いじめ防止対策委員会	
10	無記名アンケートの実施	校内いじめ防止対策委員会	
11	ともだちアンケートの実施 Q-Uアンケート（2回目）	校内いじめ防止対策委員会	
12	ともだちアンケートの実施 全員面談	校内いじめ防止対策委員会 弥永西小いじめ防止対策委員会	
1	ともだちアンケートの実施	校内いじめ防止対策委員会	
2	無記名アンケートの実施	いじめ防止対策委員会	
3	ともだちアンケートの実施	校内いじめ防止対策委員会 弥永西小いじめ防止対策委員会	